⑵　意思表示各論

ア　心裡留保（93）

㋐　意義

表意者が表示行為に対応する真意のないことを知りながらする、単独の意思表示

ex. 全くその気はないのに冗談で「車をあげるよ」と言った場合

㋑　要件

①真意ではないこと（表示に対応する効果意思が存在しないこと）

②表意者が①のことを知っていること

㋒　効果

原則：有効（93 Ⅰ本文）

例外：相手方が行為の当時、その意思表示が表意者の真意ではないことについて、悪意又は有過失のときは無効（93 Ⅰただし書）

イ　通謀虚偽表示（94）

㋐　意義

相手方と通謀してする真意でない意思表示

ex. 債権者からの強制執行を免れるために、債務者Aが友人Bと相談して、Aの土地をBが買い、土地の所有権がBに移ったかのように仮装する場合

㋑　要件

①表示に対応する効果意思が存在しないこと

②表意者が①のことを知っていること

③真意と異なる表示をすることについて相手方と通謀すること

㋒　効果

原則：無効（94 Ⅰ）

例外：善意の第三者に対しては、その意思表示の無効を対抗することができない（94 Ⅱ）

☑ 善意＝知らない
☑ 対抗する＝主張する

ex. AはBに土地を仮装譲渡→CはBが真の権利者であると信じBから土地を譲り受けた

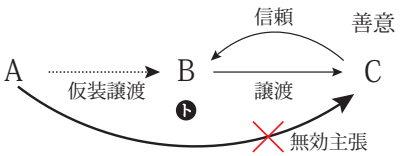

論点　**「第三者」（94 Ⅱ）の意義**

Ⅰ　意義

第三者とは、
①当事者及び包括承継人以外の者で
②虚偽表示による法律行為の存在を前提として（＝行為の外形を信頼して）
③新たに
④独立の法的利害関係を有するに至った者
を指す（最判昭 45.7.24 など）

Ⅱ　具体例

通謀虚偽表示による譲受人から更に目的物を譲り受けた者

ウ　権利外観法理（表見法理）

虚偽の外観作出について責められるべき事情がある者に外観通りの責任を負わせることによって、これを信じて取引をした者の保護を図る理論

論点　**94 条 2 項の類推適用**

94 条 2 項類推適用の可否・要件

事　　例：Aが強制執行逃れのために土地の登記名義をBの下に移していたところ、Bが勝手にCに譲渡した

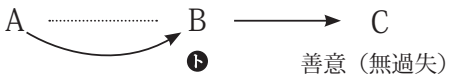

問題の所在：Cをいかなる法律構成によって保護するのか？

94 条 2 項類推適用説（判例 最判昭 41.3.18 等）＝①虚偽の外観の存在、②真の権利者の帰責性、③外観への信頼がある場合は、94 条 2 項の適用場面と同様の利益状況にあるといえるから、同条項を類推適用して第三者を保護する

（事例の処理）Cは要件①～③を満たせば保護される
（理由）A B 間には「通謀」も「虚偽の意思表示」もなく 94 条 2 項を直接適用できない

エ　錯誤（95）

㋐　意義

表意者本人の意識しない形で、本人の意に沿わない表示行為がされること

㋑　錯誤の種類

i　表示の錯誤

「意思表示に対応する意思を欠く錯誤」（95 Ⅰ①）

ex. アイスクリームが欲しいのにソフトクリームくださいと言ってしまった（ただの言い間違い）

ii　動機の錯誤

「表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤」（95 Ⅰ②）

→「その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていた」（95 Ⅱ）ことが必要

→これは、単に法律行為の基礎とした事情（事実）が表示されていたという意味ではなく、法律行為の基礎とした事情（事実）に関する表意者の「認識」が相手方に示され、相手方に了解されて「法律行為の内容」となっていたとの意味であると解釈されている

ex. 売主Aと買主Bが著名な画家Cが書いたとする絵画（甲）を売買したが、後に贋作だということが判明した場合

→Bが「甲はCの描いたものである」との認識を示し、AもBのこの認識を了解した上で、甲の売買契約の締結を合意すれば、Bは、錯誤による取消しを主張し得る

㋒　要件

①「錯誤」があること

②「意思表示」が「錯誤に基づくものであって、……法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要」であること（95 Ⅰ柱書）

③「錯誤が表意者の重大な過失によるもの」でないこと（95 Ⅲ）

ただし、「相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったとき」（同①）、「相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき」（同②、共通錯誤）を除く

㋓　効果

取消し主張ができる